

船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された私立の幼稚園をいう。以下「幼稚園」という。)を活用して、保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図るため、市内の幼稚園に対し長時間預かり保育事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
- (2) 乳児 年齢基準日において満1歳に満たない児童をいう。
- (3) 1歳児 年齢基準日において満1歳から満2歳に満たない児童をいう。
- (4) 2歳児 年齢基準日において満2歳から満3歳に満たない児童をいう。
- (5) 3歳児 年齢基準日において満3歳から満4歳に満たない児童をいう。
- (6) 4歳以上児 年齢基準日において満4歳から小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。

(年齢基準日)

第3条 年齢基準日は、保育が実施された日の属する年度の初日の前日とする。

(事業内容)

第4条 船橋市内の幼稚園で、11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに希望者を対象に行う教育活動(以下「長時間預かり保育」という。)等を行うものとする。

(実施要件)

第5条 本事業を実施し補助金の交付を受けることができる者は次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 船橋市内の幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)であること。
- (2) 本事業開始後5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園

も園へ移行すること。

- (3) 本事業開始後5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な施設基準を満たすこと。
- (4) 3歳未満の児童を保育する場合、乳児おおむね3人につき1人以上、1歳児及び2歳児おおむね6人につき1人以上の保育士を配置することとし、3歳児以上の児童を保育する場合、3歳児おおむね20人につき1人以上、4歳以上児おおむね30人につき1人以上の幼稚園教諭又は保育士を配置すること。ただし、2人を下回ることはできない。
- (5) 原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き開園すること。なお、これ以外に休園する場合は、事前に保護者の承諾を得ること。
- (6) 1日の開園時間を、通常の教育時間を含め11時間以上とすること。
- (7) 長時間預かり保育と3歳未満の児童の保育のいずれか、又は両方を実施すること。

（対象児童）

第6条 補助金の交付の対象となる児童（以下「補助対象児童」という。）は次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市内で保護者と同居し、船橋市住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 当該幼稚園の長時間預かり保育を利用していること。
- (3) 児童の保護者のいずれもが別表第3左欄に掲げるいずれかの区分に該当し、別表第3右欄に掲げる保育の実施期間において、保育を必要とする児童であること。

（補助金額）

第7条 補助金の交付の対象となる経費は、本事業の運営に要する費用とし、補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象児童の数に別表第1の年齢区分に応じた補助単価を乗じて得た額の合計とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金交付申請書（第1号様式）に、

別表第2に定める書類を添えて市長が別に定める日までに申請しなければならない。

(交付可否の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付の可否を決定し、その旨を船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の補助事業が完了した申請者は、補助金の使途を明確にするため補助事業が完了した日から市長が別に定める日までに船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金実績報告書(第3号様式)により市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、前条に規定する書類の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金確定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(交付請求)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金交付請求書(第5号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 この要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他不正の手段等により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第14条 本事業開始後5年以内に、第5条第3号で定める基準を満たせなかった場合、又、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において市長は、既に交付した補助金の全部を返還させるものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の証拠書類を備え付け、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について調査し、又は資料の提出を求めることが出来る。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)

別表第1

補助対象児童	1人あたり月額
乳児	139,000円
1歳児及び2歳児	65,000円
3歳児	19,000円
4歳以上児	12,000円

備考

- 1 当該年度内に3歳に達する2歳児が私学助成(一般補助)の対象となつているときは、当該児童1人当たりの月額は46,000円とする。

別表第2

添付書類
1 補助対象児童であることを確認できる書類

- 2 補助対象児童の長時間預かり保育利用届出書
- 3 補助対象児童の氏名、生年月日、年齢、長時間預かり保育利用日数、保護者名等が記載された名簿
- 4 職員の氏名、教員免許又は保育士資格の有無、常勤非常勤の別等が記載された名簿
- 5 その他市長が必要と認める書類

別表第3

区分	保育の実施期間
<p>ア 1月において、64時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>イ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>ウ 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。</p> <p>エ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>オ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められること。</p>	<p>小学校就学の始期に達するまでの期間。</p>

<p>カ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p>	<p>出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間。</p>
<p>キ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。</p>	<p>求職活動を開始した日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までの期間。</p>
<p>ク 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p>	<p>保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間。</p>
<p>ケ 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る児童以外の児童が当該育児休業の間に幼稚園を利用することが必要であると認められること。</p>	<p>左欄に掲げる区分に該当するものとして市長が認めた期間。</p>
<p>コ 育児休業をする場合であって、当該保</p>	<p>月の1日から15日までの間に就</p>

<p>護者の当該育児休業に係る児童が当該育児休業終了後に幼稚園を利用することが必要であると認められ、かつ、育児休業終了後に当該保護者が1月において、64時間以上労働することを常態とすること。</p>	<p>業を開始する場合は当該月の前月1日から就業を開始する日の前日まで。</p> <p>月の16日から末日までの間に就業を開始する場合は当該月の1日から就業を開始する日の前日まで。</p>
---	--

平成 年 月 日

船 橋 市 長 あて

船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金交付申請書

申請者 施設名称

所在地

代表者名

印

平成 年度 船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

記

1 申請金額 _____ 円

2 内 訳

補助区分	単価 (A)	補助対象児童数 (B)	計 (A×B)
乳児	139,000 円	人	円
1, 2 歳児	65,000 円	人	円
満 3 歳児	46,000 円	人	円
3 歳児	19,000 円	人	円
4 歳以上児	12,000 円	人	円
合 計		人	円

第 号
平成 年 月 日

船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金交付可否決定通知書

様

船 橋 市 長

平成 年 月 日付で申請のあった、平成 年度 船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金の交付について、次のとおり決定したので船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金交付要綱の規定により通知します。

記

1. 交付する。 交付決定額 円

施設名称

内 訳

補助区分	単価 (A)	補助対象児童数 (B)	計 (A × B)
乳児	139,000 円	人	円
1, 2 歳児	65,000 円	人	円
満 3 歳児	46,000 円	人	円
3 歳児	19,000 円	人	円
4 歳以上児	12,000 円	人	円
合 計		人	円

2. 交付しない。

理由

平成 年 月 日

船 橋 市 長 あて

船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金実績報告書

申請者 施設名称

所在地

代表者名

印

平成 年 月 日付 第 号にて交付決定を受けた、平成 年度
船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金にかかる事業実績について、次
のとおり報告します。

記

1 実績報告金額 _____ 円

2 内 訳

補助区分	単価 (A)	補助対象児童数 (B)	計 (A × B)
乳児	139,000 円	人	円
1, 2 歳児	65,000 円	人	円
満 3 歳児	46,000 円	人	円
3 歳児	19,000 円	人	円
4 歳以上児	12,000 円	人	円
合 計		人	円

第 号
平成 年 月 日

船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金確定通知書

様

船 橋 市 長

平成 年 月 日付で実績報告のあった、平成 年度 船橋市長時間預かり保育事業費補助金の額について、次のとおり確定したので船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金交付要綱の規定により通知します。

記

通 知 年 月 日	平成 年 月 日
文 書 番 号	第 号
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 額	円
補助対象経費精算額	円
補 助 率	
交 付 確 定 額	円

第 5 号様式

船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金交付請求書

平成 年 月 日

船 橋 市 長 あて

請求者 施設名称

所在地

代表者名

印

平成 年度 船橋市幼稚園長時間預かり保育事業運営費補助金として、次の金額を請求します。

請求金額

円